

岩国市愛宕スポーツコンプレックス管理条例第4条第2項に規定する行為の禁止に関する基準を次のように定める。

平成29年11月4日

岩国市長 福田 良彦

岩国市愛宕スポーツコンプレックス管理条例第4条第2項に規定する行為の
禁止に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岩国市愛宕スポーツコンプレックス管理条例（平成29年条例第28号。以下「条例」という。）第4条第2項に規定する行為の禁止について定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「政治的目的」とは、次に掲げる目的をいう。

- (1) 特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的
- (2) 政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対する目的
- (3) 公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的
(禁止の対象となる行為)

第3条 条例第4条第2項第1号の政治的活動は、次に掲げる行為とする。

- (1) 政党その他の政治的団体が発行する機関紙その他の刊行物を配布する行為
- (2) 政治的目的のために、署名、勧誘等をする行為
- (3) 政治的目的をもって、多数の人による行進その他の威嚇をする行為
- (4) 拡声器その他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べる行為
- (5) 政治的目的を有する文書、図面その他これらに類するものを掲示する行為
- (6) 政治的目的を有する演劇の上演又は映画の上映をする行為
- (7) 政治的目的をもって、寄附金その他の金品を募集する行為
- (8) 政治的目的をもって、政治上の主義主張又は政党その他の政治団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを掲示する行為
- (9) 前各号に掲げる行為を別の名義又は形式を用いて偽る行為
- (10) 前各号に掲げるもののほか、その他これらに類する行為

第4条 条例第4条第2項第2号の共同使用の目的である日米友好親善に反する活動及び行為は、次に掲げる活動及び行為とする。

- (1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約を否定する活動及び行為
- (2) 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の存在を否定する活動及び行為
- (3) アメリカ合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者その他のアメリカ合衆国民を侮辱する活動及び行為
- (4) 前3号に掲げる活動及び行為を別の名義又は形式を用いて偽る活動及び行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他これらに類する活動及び行為

附 則

この基準は、平成29年11月4日から施行する。